

市長への手紙 (今までの主なご意見と回答)	受付日	令和 6 年 8 月 5 日
	回答日	令和 6 年 9 月 1 1 日
件 名		
路上喫煙重点禁止区域の拡大について		
内 容		
中央林間駅の路上喫煙重点禁止区域から出ると、たばこを吸っている人も多く、吸い殻もかなり落ちている。通学路など子どもが良く通る道を路上喫煙重点禁止区域にして、広く罰金を科すなど、取り締まりを強化してほしい。		
回 答		
市では、清潔で安心・安全が感じられる快適な環境を確保するため、「大和市路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、同条例に基づき、路上喫煙防止指導員が中央林間駅を含めた市内各駅周辺を巡視して、路上喫煙者への注意や指導を行うとともに、ポイ捨てされた吸い殻を見つけた場合は回収をしております。 路上喫煙に対して過料が科される路上喫煙重点禁止区域につきましては、特に人通りの多い区域において路上喫煙による危険性が高いことから設定しているものでございます。現在のところ、中央林間駅の路上喫煙重点禁止区域を拡大することは予定しておりませんが、市内全域が路上喫煙禁止となっていることから、今後も、こうした巡視と併せて、市ホームページでの周知、横断幕や看板の設置等による啓発活動も継続して行うことで、路上喫煙やポイ捨ての防止に努めてまいります。		
事務担当課	生活環境保全課（０４６－２６０－５４９８）	

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。